

平成 28 年 11 月 25 日

保健所業務の改善に関する要望書

三重県知事 鈴木英敬 殿

NPO 法人 グリーン Net

武藤安子

日頃より愛護動物との共生事業にご尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、本書は、11 月 18 日に開催しました第 1 回意見交換会において、参加市民より出された意見をまとめた要望です。動物との共生推進と、保護を担う保健所業務の改善につながる重要な事項ですので確実に業務へ反映されますようお願い申し上げます。

また、本要望について、本県のお考えを 12 月 16 日までにご回答いただけますようお願いいたします。

要望 ①	健康福祉部食品安全課は、飼い主のいない猫との共生プランのチラシを作成し、インターネットや県政だより、地域の回覧などあらゆる媒体を使って全県民に周知啓発をしてください。
趣旨 概要	本県が取り組んでいる飼い主のいない猫との共生事業が県民に周知されていないため、猫問題の解決方法を知らないことが多く、県民に大きな負担となっています。
実施 時期	即時

要望 ②	保健所は、飼い主のいない猫との共生の取組みである TNR、地域猫活動に積極的に取り組んでください。
趣旨 概要	本県のこれまでの駆除一辺倒の指導によって、県民は誤った認識を植えつけられました。これは猫との共生事業を進める上で大きな障害となっています。行政自ら共生の取組みを主導することで、この障害を払しょく出来るものと考えます。苦情の窓口である保健所が地域の猫問題に素早く対応し、解決へと導かれるよう期待します。
実施 時期	即時

要 望 ③	飼い主のいない猫の不妊手術を現在建設中の動物愛護推進センターにおいて、頭数無制限で行われるように予算を確保してください。
趣旨 概要	飼い主のいない猫の取り組みは、不妊手術の費用負担が大きな課題となっています。不妊手術の無料化は、遅れている飼い主のいない猫を減らす取り組みを大きく前進させるものと考えます。
実施 時期	動物愛護推進センターのオープンより

要 望 ④	保健所は、駆除目的に捕獲された猫の引取りをやめてください。 (幼齢猫を含む)
趣旨 概要	動物愛護法の基本原則に反し、虐待、殺傷犯罪、器物損壊罪、窃盗罪などの違法性があるため、行政は引取りを拒否してこれらの犯罪を未然に防がなければならないものと考えます。 また、環境省は、駆除ではなく、共生の取り組みによって地域社会の猫問題を倫理的に解決するよう推進しています。
実施 時期	即時

要 望 ⑤	保健所は、収容した自活できない動物への給餌体制を整備してください
趣旨 概要	収容した自活できない動物の給餌を行わず、衰弱、餓死させている現在の保健所は、動物虐待、殺傷犯罪に相当します。幼齢動物の給餌は職務であり、職員は昼夜・休日を問わず、この職務に当たらなければならないため、相応の手当を支給することやミルク等の養育に必要な物資は不足することのないように支給し、自活できない動物の保護を徹底する体制が必要です。
実施 時期	即時

要 望 ⑥	保健所は、所有者の有無、譲渡の有無にかかわらず、収容した全ての負傷動物の診療を行い、適切な処置をしてください。
趣旨 概要	収容した負傷動物に適切な診療を施すことができるよう、十分な予算を確保し、診療体制を整え、保護機関としての機能を充実させることが必要です。
実施 時期	即時